

防犯カメラ借上事業に係る賃貸借契約

仕 様 書

令和4年6月

守口市 危機管理室

第1 総則

1 契約件名

防犯カメラ借上事業に係る賃貸借契約

2 目的

子どもに対する犯罪を抑止し、また、犯罪発生時の迅速な対応等を目的とした防犯カメラを設置（拡充）することにより、守口市の将来を担う子どもたちが地域において安心して暮らせるまちづくりを推進し、安全に暮らせるまち守口市を実現することを目的とする。

3 概要

本市では、上記目的のため、市内各所の電信柱や道路柱、信号柱等に防犯カメラを設置しているが、老朽化等に伴う防犯カメラの更新（1,070台、以下「既設カメラ」という）を行うとともに、防犯カメラを設置していない箇所へ、防犯カメラを新設（30台、以下「新設カメラ」という）するものである。

今回導入する防犯カメラは、撮影した街頭の映像を防犯カメラに付属するSSD等の記録媒体に記録し、無線LAN方式により、システムに付随する専用制御端末機器（ノートパソコン等）に当該映像を送信し、当該端末で映像の再生ができるものを整備する。

この仕様書における「防犯カメラ」とは、上記に記載することを実現するために必要な性能を全て有し、加えて、カメラ本体と記録媒体が一体型となったカメラを指すものとする。

4 設置場所・台数

(1) 設置場所

守口市内一円（別紙各号に示す場所）に設置

※別紙1「守口市防犯カメラ設置場所一覧表（予定）」（計1,100台）参照

※発注者が設置場所の変更を求めた場合は、別途協議を行うものとする。

※既設カメラの設置位置とは異なる場所に、新設する場合がある。

※既設カメラ及び付属物の取り外し業務あり

(2) 設置台数

総計 1,100台を設置

（既設カメラ1,070台、新設カメラ30台）

5 借入期間

令和5年10月1日から令和12年9月30日まで

6 納期

契約締結後、令和5年9月30日までに設置及び動作確認（仮電源による確認可）を完了すること。

第2 一般事項

1 適用範囲

本仕様書は、守口市が発注する「防犯カメラ借上事業に係る賃貸借契約」の契約内容

について必要な事項を示すものであり、受注者の適正な履行の確保を図るための仕様要件を定めたものである。

2 適用基準

本仕様書に指定する以外の事項について、本工事を行うに当たり必要とされる条例及び関係法令等を遵守すること。

3 提出書類

(1) 契約締結後、工事施工前に速やかに次の書類を提出すること。なお、工事工程表及び承認図については発注者の承認を得ること。

工事着手届	1部
現場代理人等選任届	1部
工事工程表	1部
工事従事者名簿	2部
承認図	1部

(2) 設置工事完了後、次の書類を速やかに提出すること。

工事完了届	1部
機器取扱説明書	2部
完成図書（設置場所一覧表、位置図、詳細図、写真等）	2部
機器取扱説明書及び完成図書の電子データ	1式

4 報告・連絡

受注者は、設置工事の進捗状況について、必ず口頭又は電話等により、その都度発注者に報告すること。また、発注者と緊密な連絡を図り、設置工事全般の責にあたること。

5 官公署等への手続

道路占用許可申請、共架申請等、設置工事に必要な官公署等への手続は、受注者の責任において遅滞なく行うこと。また、諸手続に要する費用はすべて受注者の負担とする。

ただし、地下鉄出入口施設等、市施設等の使用に係る協議及び諸手続きは、発注者と共に行うものとする。

6 施工上の注意

(1) 調整及び保守点検について共架する柱に上る際は、第二種電気主任技術者以上の資格を持った者が行うこと。

(2) 施工前に柱等設置する場所の現地調査を行い、特に柱の状態や強度について注意を払うこと。施工にあたっては、本仕様書並びに関係法規・規程等を遵守の上、确实・堅牢・美観に留意して行うこと。

(3) 施工中は、施工作业によって通行等に支障を与えないように、かつ、周辺区域の住民等に迷惑を与えないように十分留意すること。

(4) 電力会社及び道路管理者等（以下道路管理者等）が所管する柱等に共架する場合は当該管理者と打合せを行い、指示及び必要な許可を得た上で施工すること。

(5) 地下埋設工事を行うに際しては、道路管理者等の関係機関と十分な打合せを行い、指示及び許可を受けた上で施工すること。

- (6) 電力会社等が所管する柱に共架する場合は、規定を順守の上、必要な電源工事を行うこととし、事前に許可を得ること。なお、カメラ共架及びケーブル敷設等の許可申請については、受注者が行うこと。
- (7) 家屋等が映像に映りこむ場合は、発注者と協議の上、必要に応じて、映像にマスキングするなどの措置を加え、受注者が住民の同意文書を取得すること。
- (8) 防犯カメラ、防犯関連設備付属機器及びケーブル（地下埋設ケーブル及び埋設管の場合も含む）は、別に定める各装置の機能を有し、かつ、電力会社等の技術取扱基準に該当する大きさの機器を使用することとし、機器やケーブル等の設置方法、位置等に関しては、発注者の指示に従い、やむを得ず変更する際には、発注者と協議の上、承認を得ること。
- (9) 施工中は、通行等に支障をきたさないように十分留意すること。
- (10) 受注者は、工事施工に当たり必要な保安資機材を活用するとともに、必ず保安要員を配置し、第三者の生命、身体に危害又は工作物に障害、損傷を与えないよう細心の注意を払うこと。
- (11) 施工中に第三者の生命、身体に危害又は工作物に障害、損傷を与えた場合は、受注者は人命救助措置を行った後、現場の状況を発注者に報告し、速やかに必要な措置を講じるとともに、受注者はその補償を行うこと。
- (12) 施工中の資材、撤去品及び残土等廃棄物については、受注者が処分すること。
- (13) 受注者は、設置前後等の工事写真記録を撮影し、発注者に提出すること。
- (14) 受注者は、現地調査を行い、機器設置の確認を行うこと。
- (15) 本仕様書に明記しないもので、施工上当然必要とするものは受注者の責任において施工すること。
- (16) 受注者は、設置工事の期間内であっても、本仕様書第一総則2項の目的を鑑み、必要に応じて、受注者が設置した防犯カメラの画像データは取り出すことができるようにすること。また、それにあたり、発注者に対して、防犯カメラ機器の設定、設置、納品、操作の説明等を行うこと。
- (17) 受注者は、防犯カメラ機器の設置工事を原則として平日9時から17時までの間に行うこと。
- (18) 既設カメラのうち、70台のSDカード式カメラについては、受注者が防犯カメラ及びその付属物を取り外し、廃棄処分を行うこと。また、防犯カメラの中に入っているSDカードについては、本体から抜き取り10日間保管した後に画像を消去し、発注者へ引き渡すこと。
- (19) 既設カメラのうち、1,000台の無線通信式カメラについては、発注者が防犯カメラ及びその付属物の取り外しを行うものとし、受注者は、遅延なく、作業が円滑に行えるように協力すること。

7 材料

- (1) 使用材料は日本産業規格（JIS）のあるものはそれを使用すること。それ以外の機器については、図面を提出して発注者の承認を受け、かつ社内検査を実施し、検査に合格したものを使用すること。
- (2) 貸与品・撤去品及び現場で発生した物件の授受は、発注者の指定する場所で必要書類添付の上行うこと。

8 疑義

施工にあたり本仕様書に疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議を行うものとする。なお、設計変更を要する場合は発注者の承認を得たのちに実施すること。

9 費用負担

次の費用については、全て受注者が負担すること。

- (1) 機器の搬入、搬出に係る費用（告知板を含む）
- (2) 機器の設置、工事、調整、検査、変更に係る費用（告知板を含む）
- (3) 機器の取扱いに関する説明に係る費用及び研修に係る費用
- (4) 保守業務において、補修又は消耗部品や付属品の取り替えを行っても、正常な状態に回復しない場合の機器等交換に係る費用（※落雷等自然災害によるものも含む。）
- (5) 保守業務において、機器の不具合が自然災害の他、不可抗力による場合の補修等に係る費用
- (6) 運用開始後、機器を設置した柱等が、柱管理者の都合により、撤去、建替え等の更新又は移設される場合、機器の取り外し及び取り付け等に係る費用
- (7) 運用開始前において、(6)の事情のみならず、発注者の都合により、移設等の対応が必要となった場合、機器の取り外し及び取り付け等に係る費用
- (8) 機器の借入期間終了時、機器等の撤去に係る費用
- (9) 発注者の要請に応じた既設防犯カメラの撤去、廃棄処分、データ消去に要する費用又は移設に係る費用
- (10) 機器の設置期間中（令和5年9月30日まで）に発生する電気料金
- (11) 初年度に発生する柱等への共架料
- (12) 発注者あるいは双方に瑕疵がない場合における設置期間の延長（借入期間開始の遅延）に伴うその間に発生する電気料金及び柱等への共架料をはじめ、人件費その他一切の費用
※本仕様書における設置期間とは、防犯カメラ1,100台全ての設置及び電力の引込み作業を完了した状態を指し、画角調整や動作確認（仮電源による確認可）を終え、全てのカメラが正常に稼働する準備が整うまでの期間をいう。
- (13) 既設カメラの取り外し、保管、廃棄処分、引渡し、画像消去に要する費用

10 その他

- (1) 本工事によって生じた発明、考案、意匠、著作物は発注者に帰属する。
- (2) 本工事完了後、引渡し後1年以内に設計又は材料構成部品等の不良あるいは、施工不完全によるものと認められた故障が生じた場合、受注者は速やかに無償で新品と交換又は修理する等の措置を講ずること。また、電子機器部以外は7年以上の耐久強度を持たせること。

第3 システムの仕様

1 概要

本システムは発注者が指定する場所に防犯カメラを設置し、その映像を24時間撮影、記録するものとし、必要に応じて指定する防犯カメラの記録映像を再生及び外部記録媒体に保存（再生に必要なアプリケーションを含む）できるものとする。

2 システムの設計条件

(1) 機器設置場所及び数量

別紙「守口市防犯カメラ設置場所一覧表（予定）」のとおり

設置場所	品名	数量
守口市内一円	防犯カメラ（記録媒体一体型映像記録装置）	1,100台
守口市内一円	告知板	2,200枚
守口市役所	専用端末機器（ノートパソコン等）	10台

(2) 保守及び補償等

ア 契約履行中における機器及びソフトウェア等システムの維持管理及び保守は、受注者の責任において実施するものとする。なお、試験運用に要する費用はすべて受注者の負担とする。

イ 保守性を考慮し、設置する機器及びソフトウェアについては、日本国内に保守拠点を有し、国外に持ち出すことなく修理できる製品を採用すること。

ウ 本仕様により設置した全ての機器について、受注者において統一された障害受付窓口を有すること。

エ 本仕様により設置した機器に障害が発生し、修理が必要となった場合には、受注者が速やかに修理を行うこと。

オ 納入後7年間以上、修理のための部品を保有することを機器製造業者が証明した機器を採用すること。

カ 受注者は、別途規定する検査合格の日から1年間、設置調整目的物の瑕疵を補修し、又は、その瑕疵によって生じた滅失若しくは棄損に対して、損害を賠償しなければならない。

キ 本仕様において製造又は改造したソフトウェアの瑕疵については、修正及び対処を行い、関係するドキュメント等を受注者に提出すること。

ク 納入される機器及びソフトウェアについては、OSの変更に伴う保守及び改修に必要となる情報を事前に発注者に提供すること。

ケ 消耗部品がある場合には、事前に申し出るとともに、交換については受注者が行うこと。

(3) カメラ機器とシステム機器との接続構成

カメラ機器の構成については、無線LAN方式による接続とし、維持経費等を考慮した接続構成で、受注者が最適なシステム設計をすること。映像・制御の伝送は、映像のモニター及びカメラ操作をする際に無線LANの速度不足がないことを条件とする。

また、システムの機器接続構成については、実用に耐える性能について検証できる資料等により受注者の承認を得ること。

(4) 屋外設置機器使用条件

屋外に設置する各機器(GPSアンテナ等)は、以下の使用条件で動作すること。

使用温度 $-10^{\circ}\text{C}\sim 50^{\circ}\text{C}$

湿度範囲 80%以下

風速 40m/s 以下（瞬間最大風速 60m/s であっても、それに耐えうる設置をすること。）

(5) 防犯カメラ本体の時刻

防犯カメラ本体の時刻は、GPS等により正確な時刻を保存できること。ただし、GPS

等の電波等の信号が受信が困難な環境下においては、月差±10秒以内の精度を保つこと。

(6) 耐震

設置する機器については十分な耐震対策を講じ、発注者の承認を得ること。

(7) 使用電源

防犯カメラに使用する電源電圧は、AC100VまたはAC200Vとする。ただし、公園等の施設において電源を立ち上げる場合は、発注者と協議の上、適切な工事を行うこと。また、防犯カメラに供給する電源は、交通信号機や照明灯等と併用する場合、分電点から独立した系統とし、併設する機器に影響を与えないこと。

(8) 運用時間

本システムは、24時間365日連続運用とする。

(9) セキュリティ

本システムにおいて扱う映像データ等については、次に示すとおり、通信を行う各機器にセキュリティ機能を有したもので構成し、その対策については発注者の承認を得ること。

ア MACアドレスフィルタリング機能及びWPA2-PSK (AES) を採用し、無線LANステルス機能など第三者による無線LANの不正アクセスを防止する処置を講じること。

イ 映像データは記憶媒体の暗号化やダウンロード時のパスワード付与等により、第三者が安易に再生・編集できない機能を有すること。

ウ データの検索・閲覧、機器の操作等の各段階における利用可能者のアクセス権の設定とアクセスログを記録する機能を有すること。

エ ウイルス対策において、専用端末機器（ノートパソコン等）にウイルス対策ソフトを導入すること。（保守、ライセンスを含む）

オ 防犯カメラは特殊ネジ等で固定され、防盜性能に優れたものとする。

カ 上記のセキュリティ対策が侵害された場合、最新のセキュリティ機能を導入する等適切な措置を行うこと。

第4 機器等の仕様

1 防犯カメラ

(1) カメラ部

機器性能と仕様

区分	品目	記 事	
本体	カメラ部 (固定)	撮像素子	1/2.8型以上のインターライン転送方式のCCD又はCMOS相当であること。
		有効画素数	2592(水平)×1944(垂直)相当以上であること。(500万画素以上であれば可)
		最低被写体照度	デイナイト機能を有し、カラー0.05Lx であること。赤外線投射時は、0.00Lx。
		白黒切換	カラーと白黒の自動切替機能を有すること。
		フリッカー防止	フリッカー(ちらつき)を防止する機能を有すること。
		アイリス	オートアイリス機能を有すること。
		逆光補正	逆光補正を行う機能を有すること。
レンズ部	画角	広角最大時、水平180° 以上、垂直90° 以上	

			であること。
	ハウジング部	形状	屋外に設置することを考慮した形状であること。
		防塵防水性	IP66以上であること。
		塗色	事前に承認を得ること。

(2) 映像無線伝送装置

周波数は、免許不要でかつ屋外使用が可能なもので、5.6GHz帯を仕様する装置を基本校構成とし、設置環境によって、5.6GHz帯の伝送が実現できない場合は、別途協議し対応すること。また、無線伝送に必要な帯域を十分確保すること。

(3) 映像記録装置

ア 要求する機能の定義

映像記録装置は街頭等に設置する防犯カメラの映像情報を、デジタル信号にて蓄積する装置で静音設計とすること。

イ 機器性能と仕様

区分	品目	記 事	
本体	カメラ内蔵メモリー	容量	防犯カメラの映像を同時かつ2560×1440(350万画素以上)の解像度において、 <u>毎秒10枚以上</u> 記録できること。また、この画質で防犯カメラの映像を順次上書き更新しながら、10日間以上記録できる容量を有すること。
		記録方式	画像解像度 (2560×1440)以上に対応すること
		圧縮方式	H. 265、H. 264、JPEG又はMPEGに対応すること
	通知機能	機器異常時	・故障等により録画が停止した場合には、ランプ表示等により、そのことを外見上容易に視認できる機能を有すること。

(4) その他

ア プライバシー保護機能

市民のプライバシーを保護するためのマスキング機能で、撮影画像内の一定エリアのマスキングを、防犯カメラ1台毎に8ヵ所以上を任意に指定できること。

イ カメラの外寸

高さ300mm以内とする（付属物がある場合は、それも含めて記載の範囲内とすること。）

ウ 優良防犯機器認定制度（RBSS制度）

防犯カメラ及び映像記録装置（SSD等）は、公告時点において（社）日本防犯設備協会が認定する優良防犯機器認定制度（RBSS制度）に適合した機器を使用すること。

2 専用端末機器(ノートパソコン等)

(1) 要求する機能の定義

収集される映像情報のモニタリング、防犯カメラの制御及び映像が記録された媒体等に蓄積された映像情報を再生・検索する装置であり、外部記録媒体に記録できる機

能を有すること。なお、再生・検索する際の再生時間設定や検索条件等については、事前に承認を得ること。

(2) 機器性能と仕様

ネットワーク対応が可能で有り、かつ、2.4GHzに対応できること。

区分	品目	記 事	
本体	本体	機能	最大20メートル以内で、防犯カメラからの映像をリアルタイムにモニタリングできること。また、映像記録装置に記録されている情報から、任意の映像を抽出し再生できること。
		OS	Windows 11 64bit
		制御	カメラ装置の制御ができること
		CPU	Core i5 (第11世代) 以上
		メモリ	8GB以上
		駆動時間	カタログ表記16時間以上
		その他	重量1.3kg以内。ハードディスクはSSDで、128GB以上。安定して動作し、コンピュータウイルス等セキュリティ対策が施されていること
表示部	表示部	サイズ	11インチ以上、14インチ以内であること
		解像度	(1920×1080ドット) 以上であること
		表示色	1000万色以上であること
		コントラスト	1000:1 以上であること
外部記録媒体	映像取り出し	カメラ内蔵メモリーに記録された映像（動画及び静止画）の任意の部分をUSBメモリー等汎用的な媒体に記録ができること。	
その他	付属品	保護ケース（できる限り落下時等の衝撃を吸収しやすいものとする）、マウス、ACアダプター、保護フィルム（液晶部に貼付）、キーボード、タッチペン	

3 告知板

- (1) 防犯カメラ設置場所近辺に、1箇所につき2枚の告知板を設置すること。
- (2) 告知板の材質、形状、寸法、色及び告知内容については、発注者と協議すること。
- (3) 既設の告知板がある場合は、それを撤去し、新しい告知板と交換すること。
- (4) 設置した告知板が破損した場合は、それを撤去し、新しい告知板と交換すること。

第5 機器設置後の対応

1 保守業務

受注者は、防犯カメラ機器及びソフトウェア等システムを適正に運用するため、以下のとおり対応を行うこと。なお、必要となる一切の費用は受注者の負担とする。

- (1) 受注者は、機器の設置後から借入期間終了までの間、設置した機器が正常な状態で使用できるよう管理し、必要に応じ発注者に報告すること。
- (2) 受注者は、保守体制を確保し、点検・補修等について適切かつ迅速な対応が可能な体制を整えること。
- (3) 受注者は、防犯カメラ機器及びソフトウェア等システムの不具合を発見又は通報を受けたときは、速やかに状況を確認し、発注者への報告や当該不具合の対応を行うこと。なお、交換や補修等の工事が必要になった場合は、工事の期間等について、発注者と協議すること。

- (4) 受注者は、補修又は消耗部品や付属品の取り替えを行っても、正常な状態に回復しない場合は機器等を交換すること。なお、落雷等自然災害によるものも含む。
- (5) 機器の不具合が自然災害の他、不可抗力によるものと判断した場合においても、受注者が補修等を行うものとする。ただし、戦争やテロ等の事変によるもの及び大地震、噴火、津波等の大規模災害によるものはこの限りではない。
- (6) 受注者は、補修作業が完了したときは、書面により発注者に報告すること。
- (7) 受注者は、年1回、設置した機器が正常な状態であることをパトロール等により確認し、毎年3月末日までに書面により発注者に報告すること。
- (8) 受注者は、年1回、アクセスログの確認及び新たなパスワードの設定を行い、書面により発注者に報告すること。なお、変更するパスワードについては、事前に発注者に確認すること。
- (9) 受注者は、発注者から機器等性能の確認を求められたときは、現地においてその性能を確認し、書面により発注者に報告すること。
- (10) (6) から (9) の書面の内容については、作成前に発注者と協議すること。
- (11) 本業務により第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償し、誠意を持って補償にあたるとともに、早期解決に努めなければならない。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。
- (12) 本業務において、次の事項を遵守すること。
 - ア 業務上知り得た情報の守秘義務
 - イ 情報の複写、目的外利用及び第三者への提供の禁止

2 事故等による損傷の対応

- (1) 事故等により、設置した機器が通行等に支障をきたすことになった場合は、受注者がその撤去を行うこと。
- (2) (1)により受注者が撤去した機器の復旧については、事故当事者との交渉を含め、受注者が行うものとする。
- (3) 復旧した機器については、引き続き受注者が管理すること。
- (4) (1) から (3) の事故等による損傷の対応については、機器の設置後から借入期間終了までの間において適用する。

3 柱等の更新等への対応

- (1) 機器を設置した柱等が、柱管理者の都合により、撤去、建替え等の更新または移設されるときは、受注者の責任において機器の取り外し及び取り付け等適切な措置を行う。
- (2) 取り付け後の機器は、引き続き受注者が管理すること。

4 借入期間終了時

- (1) 借入期間終了時は、発注者が防犯カメラ機器の取り外しを行うものとし、受注者は作業が円滑に行えるよう協力すること。なお、設置した防犯カメラ機器のうち、当該機器の設置に伴う配線経路に使用する電線、ケーブル、配管材、その他消耗品については、発注者に無償譲渡するものとする（発注者が無償譲渡を希望した場合のみ）。
- (2) 発注者は、防犯カメラ機器の取り外し時に損傷を与えた場合は、その補修等を行うものとする。

- (3) 受注者は、発注者が取り外した防犯カメラ機器を、発注者が指定する期日までに、発注者が指定する場所において、引き取ること。
- (4) 受注者は、映像記録装置等に保存されているデータを確実に消去し、その結果を書面により発注者に報告すること。また、知り得た情報は外部に漏らさないこと。

第6 その他

1 機器の設置期間中の費用負担について

契約締結後、新規に設置する機器の設置期間中（令和5年9月30日まで）に発生する電気料金については受注者、借入期間中（令和5年10月1日以降）は発注者の費用負担とする。

2 疑義

本仕様書に疑義を生じた場合は、発注者と受注者が協議を行うこととする。
なお、設計変更を要する場合、発注者の承認を得た後に実施すること。

3 本仕様書に関する問い合わせ先

守口市役所 危機管理室
電話番号 06-6992-1497（直通）